

## 土砂災害防止対策基本指針の内容（案）

### 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

#### 1．土砂災害防止対策基本指針の位置づけ

土砂災害防止対策基本指針は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）に基づく土砂災害防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

#### 2．基本理念

- 行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築 -
  - ・ 行政：土砂災害に関する情報を積極的に提供することにより、地域や個人の災害対処力を高めることが求められる。
  - ・ 住民：行政が提供する情報を十分に把握するとともに土砂災害に関する知識を得て、土砂災害への備えを行い、適時・適切な警戒避難行動等をとることが求められる。

#### 3．基本的な事項

法の施行に当たっては、国民の生命及び身体の保護に万全を期すとともに、法に基づく措置の中には国民の財産権を制限するものがあることから、その運用が適正かつ公平であることが重要である。

対策を講ずるにあたっては、その手続の透明性並びに検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

### 二 法第4条第1項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

#### 1．自然的・社会的条件を総合的に勘案した計画的な調査の実施

土砂災害が発生するおそれのある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。

都道府県は、調査を実施するに当たって、土砂災害関連情報を有する国及び市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。

#### 2．土地の自然的状況として把握すべき事項

以下の事項に関する調査結果を踏まえ、土砂災害の発生のおそれがある土地の区域を把握する。

- (1)土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出
- (2)地形、地質、降水、植生等の状況に関する調査
- (3)既存の土砂災害防止施設等の設置状況についての調査

(4)過去の災害実績の調査

(5)土砂災害の発生のおそれがある土地の区域の把握

### 3. 土地の社会的状況として把握すべき事項

土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、住宅、社会福祉施設等の立地状況、道路の有無等の土地の利用状況に関する調査を行う。

当該土地の開発動向について、人口動態、開発動向等について相当期間にわたる推移を確認し、今後の状況変化を予測するための参考とする。

各種観測機器の設置状況、住民等への情報伝達の手段、避難路、避難場所の設定状況等の警戒避難体制に関する調査を行う。

## 三 法第6条第1項の土砂災害警戒区域及び第8条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

基礎調査において把握された土地の自然的状況及び社会的状況を踏まえ、政令に定める基準に基づいて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれのある箇所について区域の指定を行う。

指定要件に該当する区域が相当数に上る場合には、基礎調査の結果を踏まえ、過去の災害実績、保全対象の多寡、開発の進展見込み等を勘案して、逐次指定することが望ましい。

土砂災害警戒区域等の指定の見直しが必要になった場合は、柔軟かつ迅速に対応することが望ましい。

土砂災害警戒区域の指定又は見直しがされた場合には、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。

## 四 法第8条第1項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

### 1. 建築物の移転等の勧告

過去の災害実績等から見て土砂災害の生ずるおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、都道府県知事は、当該建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転等の勧告を行うことにより、土砂災害の防止を図る必要がある。

建築物の所有者等が勧告された内容を実施することが困難である場合には、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるように努める。

### 2. 資金の確保等

住宅金融公庫の融資、がけ地近接等危険住宅移転事業による補助等により建築物の移転等の円滑化を図る。

都道府県においても、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。